明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二八二）　二
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八三）　七
○児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二八四）　七

〔省　令〕

○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一四一）　八

〔告　示〕

○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（**国家公安委**四一）　九
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**同**四二）　九
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**四三）　九
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**三九）　一〇
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一五七三）　一〇
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**九三六）　一〇
○平成二十四年国土交通省告示第百三十九号の一部を改正する件（**同**九三七）　一〇
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**七八）　一〇
○道路に関する件（**関東地方整備局**二六七～二六九）　一〇
○利根川水系常陸利根川、鰐川、北浦、横利根川及び霞ヶ浦に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件（**同**二七〇）　一〇

〔人事異動〕

内閣　消費者庁　最高裁判所　一一

〔皇室事項〕

諸事項　一一

〔公　告〕

官庁
財団、製造たばこ小売定価関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一二
特殊法人等
平成二十七年度衆議院共済組合の決算関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二八二号）（内閣府本府）

1　平成二八年六月六日から七月一五日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈢　熊本県下益城郡美里町、阿蘇郡産山村並びに上益城郡御船町、甲佐町及び山都町並びに宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（環境省）

1　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、ハナガメ等を追加することとした。（別表第一関係）

2　法第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、ハナガメがイシガメと交雑することにより生じた生物等を追加することとした。（別表第二関係）

3　法第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物の器官として、ツルヒヨドリの根等を追加することとした。（別表第三関係）

4　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二八四号）（厚生労働省）

1　児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、児童福祉法施行令において児童福祉司の配置標準に係る基準を定める等関係政令の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。